

令和8年度看護師等修学資金（保健師） Q&A

Q 1. 修学資金の貸付者決定方法はどうなっていますか。

A 1. 保健師修学資金の貸付枠は、40 名となっています。提出された申請書等を、県において審査し、貸付の決定を行います。

なお、県内の養成施設に在学する者については養成施設長を経て、県外の養成施設に在学する者については県に直接、申請書類を提出してください。

Q 2. 一般修学資金又は特例貸付修学資金を借受中で、保健師修学資金へ振替を希望する場合は、どうしたらよいですか。

A 2. 申請が必要です。保健師修学資金の貸付けが決定した場合、一般修学資金又は特例貸付修学資金は廃止となります。

Q 3. 一般修学資金と特例貸付修学資金の併用はできますか。

A 3. 「保健師修学資金」は、「一般修学資金」、「特例貸付修学資金」、「2 年課程進学支援修学資金」との併用はできません。

Q 4. 他の修学資金等との併用はできますか。

A 4. 神奈川県が行っている他の奨学金や給付金等との併用は不可となります。

Q 5. 保健師修学資金の選考対象（応募要件）はどうなっていますか？

A 5. 次のとおりです。

- ① 申請時点で、養成施設に在学し、保健師養成課程（保健師養成コース）に在学する者
- ② 成績が優れ、性行が正しく、かつ身体が健康である者
- ③ 養成施設（課程）を卒業（修了）後、県内の地方公共団体で保健師として従事する意思を有する者

Q 6. 修学資金の返還免除の要件はどうなっていますか。

A 6. 養成施設（課程）を卒業（修了）した月の翌月から、神奈川県内の地方公共団体において保健師（原則常勤職員）として5年間継続して従事すると全額免除の申請ができます。

(即返還となる場合)

- ・ 県外や対象外施設（有料老人ホームや教員等）で就業した場合。
- ・ 転職等で途中で特別な理由がないのに 1 月以上の未就業期間が生じた場合。

(一部免除の申請が可能となる場合)

- ・ 退職時点で借受期間以上を勤務している場合。
- ・ 県内の医療機関等で看護職員（保健師・助産師・看護師）として借受期間以上規定年数を勤務した場合。

Q 7. 修学資金貸付申請書（第 1 号様式）の続き柄には、誰を記入すればいいですか。

A 7. 世帯（生計を一にしている者を含む）の構成者全員を記入してください。

Q 8. 連帯保証人の条件はありますか。

A 8. 連帯保証人は 2 人とも、成年者で独立の生計を営む者で、それぞれが別生計としてください。連帯保証人 1 人で債務を負うことができるかを考えますので、成年者であっても扶養されている者は連帯保証人になることはできません。例えば、同一生計の父と母は双方に収入があっても同時に連帯保証人として立てることはできません。

Q 9. 住民票の写しは申請者がわかれば良いですか。

A 9. 住民票の写しに必要な情報は、個人番号以外のすべての情報（氏名・住所・生年月日・本籍地・世帯主等）となりますので、これらの情報が記載されたものを提出してください。

また、住民票の写しは市区町村の窓口で交付された原本の提出が必要です（市町村民税課税（非課税）証明書も同様）。

特例貸付修学資金に申請する場合は、申請者を含む世帯全員がわかるもの（世帯主がわかるもの）を提出してください。

申請後、決定した場合は、連帯保証人 2 名の住民票の写しが必要となります。

Q 10. 市町村民税課税（非課税）証明書は必要ですか。

A 10. 選考の参考としますので、世帯全員が「非課税世帯又は均等割りのみ課税」に該当する場合は、申請者を含む世帯全員の令和 7 年度（R6. 1 月～R6. 12 月までの所得金額）市町村民税課税（非課税）証明書の原本を提出してください。課税証明書以外は受け付けません。

なお、市町村民税課税（非課税）証明書は市区町村の窓口で交付された原本の提出が必要です（市町村民税課税（非課税）証明書も同様）。

該当する場合でも申請時に必要書類を提出されない場合は、選考の参考とはできません。

※ 16 歳未満の者については不要。

※ 提出日前 3 か月以内に発行されたもの。

Q11. 修学資金貸付申請時に希望した自治体で就業しなければなりませんか？

A11. 修学資金貸付申請時に、県内の自治体で就業する意思や現在の希望状況を確認する目的で「就業希望先確認シート」を提出いただきます。これはあくまで申請時点での意向ですので、実際の就業先が異なっても構いません。

制度の趣旨を踏まえ県内地方公共団体に勤務していただき、神奈川県に貢献を果たしていただくことになります。

Q12. 自治体の採用試験に不合格だった場合、看護師として就職せずに次年度の採用試験を受けたいと考えています。その場合、借り受けた修学資金はすぐに返還しなければなりませんか？

A12. 在学時に受験した採用試験が不合格で、次の受験機会まで就業せず受験準備に専念する場合、卒業（修了）から2年を経過するまでは、返還猶予が可能です。返還を猶予するには1年毎に申請が必要です。

なお、国家試験が不合格だった場合も同様に、2年を経過するまでは返還猶予ができますが、両方不合格の場合でも、猶予できる期間は卒業（修了）から2年を経過するまでとなります。（「両方不合格だから、2年＋2年で最大4年」ではありません。）

Q13. 申請は随時、受付していますか？

募集期間が設けられていますので、期間内に御申請ください。

1回目：令和8年4月1日～令和8年6月5日（必着）

2回目：令和8年12月1日～令和9年1月8日（必着）